第6回 県有施設·県出資団体等調査特別委員会資料

公の施設等について ~個別施設の現状と課題、その対応方針~

県営ライフル射撃場(教育庁)

令和6年2月13日(火)

〇施設名 県営ライフル射撃場

1 現状

(1) 施設の概要

○ 県営ライフル射撃場は、ライフル射撃の普及振興を図り、県民の心身の健全な発達に寄与することを目的に設置された、 社会体育施設である。

<u> </u>	
所 在 地	桜川市真壁町桜井 1074-2
開業年月	昭和 47 年 9 月
松沙地面	施設敷地 17, 302. 51 ㎡
施設概要	エア・ライフル射場 鉄骨造平屋建(延床面積:1,589.82 m²)
設置理由	ライフル射撃の普及振興と県民の心身の健全な発達に寄与するために設置
利用料金	個人利用 18歳未満(1人につき): 150円、ほか55項目を設定(茨城県営ライフル射撃場の設置及び
	管理に関する条例第 14 条)

(2) 管理手法

○ 平成18年度から指定管理者制度を導入している。

指定管理者	城県ライフル射撃協会					
指定管理期間	·和3年4月1日~令和8年3月31日(5年間)					
従事者数	2人 (常勤1人、非常勤1人)					

(3) 利用状況

〇 利用者数は、平成30年度までは増加傾向にあったが、令和元年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響により減少しており、令和4年度の利用者数は、新型コロナウイルス感染症の影響により、ピーク時の59.5%であった。

【利用者数の推移】

(単位:人)

年度	H30 (ピーク)	Н26	H27	Н28	Н29	Н30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 4 /ピーク
利用者数	6,006	3,806	4, 299	3, 501	4,842	6,006	5, 923	3, 743	3, 347	3, 571	59.5%

(4) 経営状況

- 歳入は、平成29年度から、施設リニューアルに伴い、指定管理料や利用者増よる利用料収入が大幅に増加した。
- 歳出のうち、人件費は、令和3年度から非常勤職員を1人増やしたため、前年比約2,000千円増となっているほか、維持管理費は、平成29年度の施設リニューアルにより増設した設備等の保守費用が増えたことに加え、近年のエネルギー価格の高騰に伴い増加している。
- 直近の収支は、コロナ禍で一時的に減少した利用料収入が回復傾向にある一方、維持管理費の増加に伴い、令和4年度は 843 千円の赤字であった。
- なお、茨城県ライフル射撃協会が実施した修繕以外に、県においても消防設備の整備等を実施しており、平均で 40,800 千円となっている。

 【収支の推移】
 (単位:千円)

年度	歳入計 (A)	うち 指定管理料	うち 利用料収入	その他	歳出計 (B)	うち 人件費	うち 維持管理費	その他	収支 (A-B)	【参考】 県実施の 修繕費
H26	1, 745	568	997	180	1,630	768	862	0	115	0
H27	1, 330	550	780	0	1, 330	768	562	0	0	0
H28	3, 048	2, 429	619	0	3, 079	1,724	1, 355	0	△31	336, 190
H29	6, 451	4, 307	2, 144	0	6, 064	2,680	3, 384	0	387	1, 274
Н30	6, 819	4, 307	2, 067	445	6, 480	2,680	3,800	0	339	16, 535
R 1	6, 559	4, 696	1, 795	68	7, 088	2,680	4, 408	0	△529	0
R 2	7, 068	4, 387	2, 201	480	7, 068	2,680	4, 388	0	0	0
R 3	7, 850	6, 283	1, 519	48	8,650	4, 780	3, 870	0	△800	13, 200
R 4	9, 878	7, 108	1, 923	847	10, 721	4, 780	5, 941	0	△843	0
平均	5, 639	3, 848	1, 561	230	5, 790	2, 616	3, 174	0	△151	40,800

【大規模修繕の推移】(10,000千円以上の修繕を記載)

○ 平成28年に大規模な改修を行っているため、必要に応じて修繕を実施し、利用者の安全性確保を図っている。

(単位:千円)

		(十四・111/-
年度	修繕実績額	修繕内容
H26	_	
H27	_	
H28	335, 678	エアライフル射撃場改築、電子標的整備
H29	_	
Н30	_	
R 1	_	
R 2	_	
R 3	13, 200	旧エアライフル射場解体
R 4	_	
計	348, 878	

- (5) 周辺エリアの動向、他県の類似施設の状況
 - 本施設と同様の射撃場(スモールボアライフル競技、エアライフル競技)は他県においても設置されているが、いずれ も指定管理者制度による管理運営が行われている。
 - ※栃木県ライフル射撃場、群馬県ライフル射撃場、千葉県総合スポーツセンター射撃場、埼玉県長瀞射撃場、神奈川県立伊 勢原射撃場

2 課題

- 当施設の利用者数は、平成 29 年度のリニューアルオープンに伴い増加したが、その後は横ばいで推移しており、コロナ 禍での利用者数の大幅減は回復傾向にあるものの、更なる利用者増に向け、新たな大会や用途での利用誘致を図る必要が ある。
- 〇 平成 28 年度に大規模な改修工事を実施したところであるが、今後も経年劣化等の状況に合わせ、計画的な修繕・改修を 実施していく必要がある。

3 対応方針

現所有者	今後、想定 される所有者	今後の取組方針(案)	該当の有無
県	県	現行の管理手法での施設運営の合理化など	\circ
	宗	民間活力の導入による運営改善(施設リニューアル、P-PFI等)	
	市町村	譲渡・譲与	
	民 間	譲渡	
	_	廃止・休止	

【方針】

○ 現行の管理手法を継続し、県内唯一のライフル射撃競技用の射撃場としての優位性を活かし、新たな大会や用途での利用誘致により更なる利用者増に取り組む。併せて、施設や設備の経年劣化に対応するため、修繕等を適切に実施していく。

【理由】

○ 当施設は、県内唯一のライフル射撃競技用の射撃場として、ライフル射撃競技普及のための重要な役割を担っているほか、スポーツ及び余暇活動の場としても利用されており、施設の存続が必要である。

公の施設等に係る運営評価等調書

施設名	県営ライフル射撃場	所管課	教育庁学校教育部保健体育課
-----	-----------	-----	---------------

1 施設概要

心以似女	
所在地	桜川市真壁町桜井1074-2 整備年月 昭和47年9月
設置の根拠法令等	茨城県営ライフル射撃場の設置及び管理に関する条例
設置目的	ライフル射撃の普及振興を図り、県民の心身の健全な発達に寄与する
事業内容	県営ライフル射撃場の管理運営
施設内容	50m射場、10m射場

2 管理者 (令和5年7月1日現在)

	指定管理	管理者名 茨城県ライフル射撃協会
体制	2人 内訳 常勤職員	1人、非常勤職員 1人

3 利用状況

		H 3 0 年度	R 1年度	R 2年度	R3年度	R 4年度
利用者数(人)	目標値	5, 500	5, 500	5, 500	3, 300	3, 300
们用有数(八)	実績	6,006	5, 923	3, 743	3, 347	3, 571

4 施設運営に係る事業費

4_	施設運営に係る事業費								
		H 3 0 年度	R 1 年度	R 2年度	R3年度	R 4年度			
	指定管理料	4, 307	4, 696	4, 387	6, 283	7, 108			
収	使用料収入	2, 067	1, 795	2, 201	1, 539	1, 923			
フ	くその他	445	68	480	28	847			
	合計①	6, 819	6, 559	7, 068	7, 850	9,878			
	人件費	2, 680	2,680	2,680	4, 780	4, 780			
支	管理運営費	3, 800	4, 408	4, 388	3, 870	5, 941			
出	その他	0	0	0	0	0			
	合計②	6, 480	7, 088	7, 068	8,650	10, 721			
	収支 (①-②)	339	\triangle 529	0	△ 800	△ 843			

(千円)

	H30年度	R 1 年度	R 2年度	R 3年度	R 4 年度
大規模修繕費	0	0	0	13, 200	0

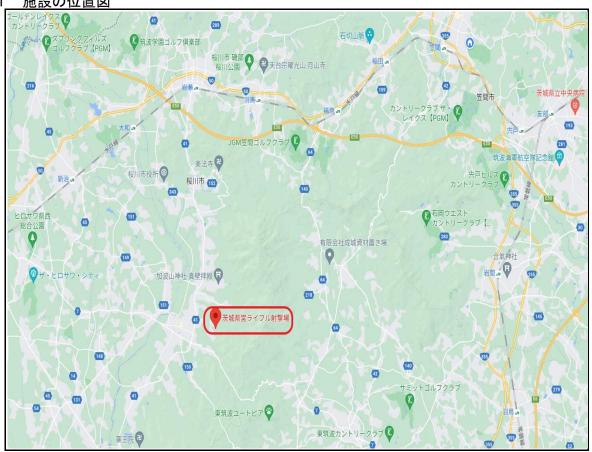
^{※10,000}千円以上の修繕費

5 運営上の課題と対応

) 連呂工の誅趙と対応	
課題	対応
○今後、施設に不具合箇所が出始めるととも に、修繕費の増加が懸念される。	○経年劣化による修繕等が必要になってくることから、優先順位をつけて計画的に実施していく。
○利用料収入の増加を図る必要がある。	○ロケでの利用など、幅広い用途での利用を 増やすため、いばらきフィルムコミッション などの関係機関との連携を進めていく。
V F ま A // の 井 //	L H-11 17 田 の知 E) と == 1 11

※長寿命化の推進、資産総量の適正化、資産の有効活用の観点から記載すること。

施設の位置図







3 施設の配置図(平面図)

